

燕市吉田トレーニングセンター条例の一部改正について

燕市吉田トレーニングセンター条例（平成18年燕市条例第97号）の一部を次のように改正するものとする。

令和 3 年 9 月 7 日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

燕市吉田トレーニングセンター条例の一部を改正する条例

燕市吉田トレーニングセンター条例(平成18年燕市条例第97号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第9条関係)

利用料金

区分		3歳未満	3歳以上 小学生 未満	小学生 中学生	高校生 以上 65歳 未満	65歳 以上	
チ ケ ツ ト	1 回 券	プール	無料	150円	300円	500円	400円
		トレーニング ルーム	—	—	—	500円	400円
		浴室	無料	100円	250円	400円	350円
		全館	—	—	—	700円	500円
パ ス ポ ー ト	3 箇 月 券	プール	無料	2,700円	5,400円	9,000円	7,200円
		トレーニング ルーム	—	—	—	9,000円	7,200円
		浴室	無料	1,800円	4,500円	7,200円	6,300円
		全館	—	—	—	12,600円	9,000円
	半 年 券	プール	無料	4,500円	9,000円	15,000円	12,000円
		トレーニング ルーム	—	—	—	15,000円	12,000円

		浴室	無料	3,000円	7,500円	12,000円	10,500円
		全館	—	—	—	21,000円	15,000円
	通 年 券	プール	無料	7,500円	15,000円	25,000円	20,000円
		ト レ ー ニ ン グ ル ー ム	—	—	—	25,000円	20,000円
		浴室	無料	5,000円	12,500円	20,000円	17,500円
		全館	—	—	—	35,000円	25,000円
		法人券（全館）	35,000円（1年間有効）				

#### 備考

- (1) パスポートとは、発行した日から特定の期間、利用することができる利用券をいう。
- (2) 法人券とは、事業所が購入することができるパスポートをいい、1枚につき当該事業所の者が1人利用できるものとする。
- (3) プール及びトレーニングルームの利用料金は、浴室の利用料金を含むものとする。

#### 附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

## 議案第75号の修正案

燕市吉田トレーニングセンター条例の一部を改正する条例に対する修正案

燕市吉田トレーニングセンター条例(平成18年燕市条例第97号)の一部を改正する条例案を次のように修正する。

別表備考に次の1号を加える。

- (4) この表に定めるもののほか、利用及び運用に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(修正理由)

トレーニングルームを中学生が使用したい場合等、別表に定めるもののほか、さまざまな利用の申し出があった場合に備え、かつ、利用者ニーズに柔軟に対応し、施設を運用していく上で配慮できるよう、別表備考に1号を追加する修正をするもの。